

令和7年度（公財）北海道スポーツ協会地域スポーツ支援事業助成要項

1 目的

北海道が生んだ偉大なアスリートであり、地域のスポーツの普及振興を通して、青少年の健全育成にご尽力された、(故)南部忠平氏の意志を受け継ぎ、地方体育・スポーツ協会連絡協議会、市町村体育・スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブが実施する、青少年や地域住民及びスポーツ指導者を対象としたスポーツ振興の事業に予算の範囲内で助成し、道内のスポーツ振興促進を図ることを目的とする。

2 主催

公益財団法人北海道スポーツ協会

3 対象事業

(1) 主催団体

下記のいずれかの団体が主催すること。

①管内体育・スポーツ協会連絡協議会

②市町村体育・スポーツ協会

③総合型地域スポーツクラブ（令和7年度の総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録クラブに限る）

(2) 対象事業

下記のいずれかに該当する事業であること。

①幼児から青少年向けスポーツ事業

②高齢者向けのスポーツ事業等

③幅広い年齢層の地域住民が参加するスポーツ事業等

④スポーツ指導者の資質向上に関する研修会・講習会・スポーツ教室等

⑤運動部活動の地域移行をはじめとした地域スポーツ振興に係る課題解決のための研修会・講演等

⑥その他スポーツ普及・振興に関する事業・研修会・講習会等

(3) 事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

4 事業規模

事業助成総額：210万円

配分目安は以下のとおりとするが、申請数及び事業内容を勘案して調整する。

地方体育・スポーツ協会連絡協議会及び市町村体育・スポーツ協会：120万円

総合型地域スポーツクラブ：90万円

5 助成額及び内容

(1) 30万円、20万円、10万円のいずれかの区分で申請すること。

(2) 助成申請額に対し1/2以上の負担金（自己財源）があること。

①30万円助成事業：負担金を15万円以上、総額45万円以上

②20万円助成事業：負担金を10万円以上、総額30万円以上

③10万円助成事業：負担金を5万円以上、総額15万円以上

※総額は、対象経費の合計額とする。

(3) 1つの事業テーマのもと、複数会場で分散して行うことは可能であること。

(4) 主催団体1団体につき、申請は1事業とする。

(5) 申請した助成金額と決定する助成金額は異なる場合がある。

6 助成対象経費

助成事業実施に要する経費のうち、次の経費を対象とし、これ以外の経費を認めない。

(1) 対象科目

- ①諸謝金（講師謝金・指導者謝金）
- ②旅費交通費（講師・運営者の交通費・宿泊費）
- ③消耗品費（事務用消耗品・実技消耗品、但し、備品類は対象外）
- ④印刷製本費（プログラム印刷費・資料印刷費、但し、業者発注の費用のみ）
- ⑤通信運搬費（郵送料・メール便代、但し電話代は対象外）
- ⑥手数料（振込手数料・塵芥処理手数料）
- ⑦賃借料（会場借上料・機材（器材）借上料）
- ⑧食糧費（講師・指導者・運営者昼食代、但し、懇親会費や茶菓代は対象外）
※宿泊を伴う事業において、少年自然の家や市町村が所有する研修施設等へ全員が宿泊する場合に限り、参加者の交通費・宿泊費・食費を対象経費として認める。

(2) 助成金の返納

次の場合は、助成金の一部及び全額を返納させることがある。

- ①実績報告書の審査において、計上された経費が対象外となり助成額に対する負担金の割合が1/2を下回った場合。
- ②事業を中止した場合。

7 事業計画書の提出と審査

- (1) 市町村体育・スポーツ協会が申請する場合、各管内体育・スポーツ協会連絡協議会を通じて申請すること。**総合型地域スポーツクラブが申請する場合は、当会あて直接申請すること。**
- (2) 希望する団体は、当会が指定した期日までに申請調査票（様式1）、事業計画書（様式2）、収支予算書（様式3）及び開催要項を提出すること。
なお、申請調査票（様式1）は管内体育・スポーツ協会連絡協議会のみ作成すること。
- (3) 本会の「普及・生涯スポーツ委員会」において、提出された計画書内容を厳正に審査、決定した管内体育・スポーツ協会連絡協議会**または総合型地域スポーツクラブ**へ通知する。
 - ①事業数・助成金額上限については、毎年の予算状況を勘案し決定する。
 - ②4月以降の追加申請については、3月での事業採択状況により決定する。
- (4) 事業の審査にあたり、新規についてはこの事業を実施することによる効果、継続事業については、これまで実施した事業と異なる効果について、数値上やアンケート結果等に基づいて必ず明記すること。
- (5) **審査に当たっては、行政や複数の関係団体が連携している事業を優先する。**

8 助成金交付申請書

- (1) 交付金申請書（様式4）を事業実施1ヵ月前までに提出すること。
- (2) 概算払いが必要な団体については、概算払申請書（様式5）を併せて提出すること。

9 実績報告書

- (1) 実績報告書（様式6）と関係書類（事業実績書（様式7）・収支決算書（様式8））に開催要項及び事業名等の写った写真を添付し、事業完了後30日以内に提出すること。
- (2) 事業終了が3月末となる場合の報告書提出期限は令和8年4月10日（金）とする。
- (3) 開催要項及び事業名の看板等は「公益財団法人北海道スポーツ協会地域スポーツ支援事業」を明記すること。

10 実施事業の中止・延期について

- (1) 実施予定期日前に、事業を中止または延期する場合は、理由を明記して必ず文書にて連絡をすること。
- (2) 連絡がないまま事業を変更または中止した場合は、助成金を全額返納すること。

11 実施にあたっての留意事項

- (1) 主催者名は必ず管内体育・スポーツ協会連絡協議会または総合型地域スポーツクラブとし、証憑書類の宛名も全て各管内体育・スポーツ協会連絡協議会、市町村体育・スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ名等の名称で統一すること。
- (2) 各管内体育・スポーツ協会連絡協議会が主体となり、1つの事業を複数会場で行い助成金を分配して実施する場合は、管内体育・スポーツ協会連絡協議会が申請書と報告書を取りまとめの上、提出すること。
- (3) プロ興行等の事業は対象外とする。

12 その他

- (1) 助成した事業内容は、本会各種会議及びホームページ等で団体名や事業名を公表する予定であること。
また、当会主催の会議、研修会等において、事業内容や成果について発表、報告を依頼する場合があること。
- (2) 同内容の事業については、原則として3回を限度として助成する。
ただし、数年度計画で継続して実施することで成果が期待できる事業や、前年度事業の成果や課題を踏まえた改善・発展により成果が期待できる事業については、3回を超えて助成する場合がある。
なお、採択回数は平成30年度から数えるものとする。